

# 「伊奈町版総合戦略」を策定中

我が国は、人口急減・超高齢化という大きな課題に直面しています。これらに対応するため、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で継続的な社会を創生できるよう「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。町では、現在、この法律に基づく「伊奈町版総合戦略」を策定するため、人口動態などを踏まえ、産業構造や雇用の現状及び将来見通しに係る調査分析を行い有識者会議等の推進組織を設置し、検討しています。

## 「まち・ひと・しごと創生法」の概要

国の「まち・ひと・しごと創生本部」ホームページより

### 目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

- ま ち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成
- ひ と…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

### 基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと  
創生本部  
(第11条～第20条)

本部長：内閣総理大臣  
副本部長：内閣官房長官・地方創生担当大臣  
本部員：上記以外の全閣僚

案の作成  
実施の  
推進

実施状況  
の総合的  
な検証

まち・ひと・しごと  
総合戦略（閣議決定）  
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等  
※人口の現状・将来の見通しを踏まえるとともに、客観的な指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと  
創生総合戦略（努力義務）(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する  
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと  
創生総合戦略（努力義務）(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する  
目標や施策に関する基本的方向等